

福井県対策型がん検診（要綱）
（5がん共通）

福井県対策型がん検診(要綱)

福井県と(一社)福井県医師会によるがん検診の一元化の趣旨を踏まえて、がん検診を(公財)福井県健康管理協会(以下協会)において一元的に実施するものとする。

第1 目的

県民が利用しやすいがん検診体制の構築、およびがん検診水準の均てん化を図ることにより、がんの早期発見、早期治療に結びつけることで、がんの死亡者の減少を実現することを目的とする。

第2 がん検診項目

国が科学的根拠に基づくがん検診として推奨する下記の5がんとし、詳細は各がん検診実施要領に定める。

- (1)胃がん検診(透視・内視鏡)
- (2)子宮頸がん検診
- (3)肺がん検診(X線・喀痰)
- (4)乳がん検診(マンモグラフィー)
- (5)大腸がん検診

第3 実施体制

<検診計画・受診券の発行>

市町と(公財)福井県健康管理協会(以下「協会」という。)は、あらかじめ検診対象者を把握し、県・郡市区等医師会、と十分協議の上、実施時期、実施場所など受診者の利便性を考慮するとともに、集団検診と個別検診の利点を考慮した効率的ながん検診計画を策定する。また、市町は対象者全員または希望者にがん検診受診券を発行し、がん検診受診を促すとともに個別検診体制を整える。

また、協会および市町は、がんについての正しい知識や情報の提供および個別検診登録医療機関との連携により、受診率向上、初回受診者の掘り起こしに努める。

<精度管理>

がんによる死亡率減少を組織的な精度管理によって実現するため、福井県医師会と協会は福井県がん検診精度管理委員会(以下精度管理委員会)を設置し、上記 5 がんの専門部会をおく。

各がん部会を年 1 回以上開催し、適切な検査方法の検討、データの検証を行うことで、各がん検診の精度の向上を図り、がん死亡率減少に努める。その際、がん検診の検診技術・体制を測る指標として「事業評価のためのチェックリスト」等を参考にする。

また、年度末に精度管理委員会を開催し、検診項目ごとに福井県のプロセス指標と国の基準値との比較検証を行うなど福井県のがん検診状況を評価する。

評価結果について、精度管理委員会、協会、県が共有し適切に対応することで精度管理の向上を図る。

また、次に定める責務についても、精度管理委員会が把握管理する。

第3 責務

がん検診登録医療機関は、読影力の向上、検診結果の把握、集計、分析報告のため精度管理委員会が承認し開催する研修会のいずれかに必ず年 1 回以上出席することとし、出席がない場合は登録を取り消す。

なお、原則、対象は登録医療機関に従事する医師、技師とする。

災害や感染症拡大など非常事態が発生した場合、研修会開催の延期、中止、責務の対応は、状況を考慮し精度管理委員会が判断、決定する。

責務研修会開催に係る会場費、外部講師費用、外部講師旅費は、事務局が平等性、適格性を判断し支払うものとする。

第4 精密検査

<結果報告>

協会が実施するがん検診(集団・個別)の精密検査を実施した場合は、指定の精密検査結果報告書によって、速やかに結果を報告しなければならない。

また、協会から未受診者調査の結果、精密検査を受診したと思われる受診者の報告依頼があった際は、受診の有無を確認し結果を報告するとともに受診が無かった場合もその旨記載し報告書を返送すること。

また、検診の結果がんであった場合、協会の求めに応じ指定の「症例報告書」により治療報告をしなければならない。

協会は、これらの受診者情報を地域保健、健康増進事業報告に沿った集計表で作成し、各市町の求めに応じ提供することとする。

<精検受診勧奨>

がんの早期発見、早期治療のために協会、市町が連携し精密検査未受診者に適切な時期に適切な受診勧奨を実施し、精密検査受診率 100%を目指す。

第5 がん登録の推進

受託実施機関および精密検査機関は、平成 28 年(2016)1 月より、がん登録等の推進に関する法律(平成 28 年(2016)1 月施行)に基づき、診断されたがんの種類や進行度などの情報を県に提出すること。

罹患率の測定、がん検診の精度向上、がん対策の評価等を図るため、「がん登録の手引き」に基づき、がん登録を推進しなければならない。